能登半島地震被災者奨学金支給規程

公益財団法人　岩城留学生奨学会

能登半島地震被災者奨学金支給規程

（奨学生の資格）

第１条　能登半島地震被災者奨学金の支給を受ける者は、次に掲げるいずれかの資格を有しなければならない。

ただし、日本政府（自治体を含む）または他の財団等からの奨学金の支給を受けている者は除く。

(1) 本人が令和６年能登半島地震で被災した学生。

(2) 大学、大学院、専修学校、短期大学、高等学校、高等専門学校に在籍する学生。

(3) 能登復興の担い手となり得る人物。

（奨学金の支給金額）

第２条　奨学金の額は月額 10 万円とする。

（奨学金の支給期間）

第３条　奨学金を支給する期間は原則として１ヶ年とする。ただし、対象学年に在学中は支給期間終了後の応募を拒まない。

（奨学金の交付）

第４条　奨学金は原則毎月一定の日に、直接本人に交付する。ただし、諸事情を考慮し、2 ヶ月、3 ヶ月または６ヶ月に一度の交付とすることができる。

（支給金額の変更）

第５条　受給者に特別な事情が生じたときは、支給金額を変更することができる。

（応募手続き）

第６条　奨学金の受給を希望する者は、次の書類を本会理事長に提出しなければならない。

(1) 奨学金受給申請書

(2) 罹災証明書

(3) 住民票

(4) 在学証明書または合格証明書

(5) 小論文

(6) その他必要とする書類

（奨学生の決定）

第７条　奨学生は、前条の出願者の中から選考審査委員会を経て、翌年 3 月中旬までに本会の理事長が決定する。

（奨学生の義務）

第８条　(1) 奨学生は休学、復学、転学又は退学したとき、3 ヶ月以上欠席したとき、又は身分、住所その他重要事項に異動があったときは遅滞なくその旨を本会に届けなければならない。

(2) 奨学生は本会に出向くように要請があったときは、特別な事由がない場合これに応じなければならない。

（奨学金の休止、停止及び期間の短縮）

第９条　(1) 奨学生が休学し、又は 3 ヶ月以上欠席したときは、奨学金の支給を休止又は支給期間を短縮することができる。

(2) 学業又は性行等の状況により、奨学生としての適性を欠くと認められたときは奨学金の支給を停止することができる。

（奨学金の復活）

第１０条　前条(1)項により奨学金の支給を休止又は期間を短縮された者について、その事由が止んだと認めたときは、奨学金の支給を復活することができる。

（奨学金の廃止）

第１１条　　奨学生が次の(1)から(5)までのいずれかに該当すると認められたときは奨学金の支給を廃止することができる。

(1) 本会への提出書類の記載事項に虚偽が発見されたとき。

(2) 退学したとき。

(3) 第８条の履行を故意に怠ったとき。

(4) その他奨学生としての資格を失ったとき。

（転　学）

第１２条　奨学生が転学したときは、特別な事情があると認められる場合を除き、奨学金を辞退したものと見なす。

（奨学金の返納）

第１３条　奨学金の交付の前後において、第９条又は第１１条の事由が生じていたことが判明した場合は、既に交付した奨学金の全部又は一部を返納させることができる。

附　　則

（施行）

この規程は、令和 6 年 6 月 10 日から施行するものとする。

[改定履歴]

年　月　日	施行・改訂	摘　　要
令和 6 年 6 月 10 日	施行	